

えびめのくらし

愛媛県 No.147 平成21年9月号



愛媛県消費生活センターの新たな取り組み

相談機能の強化

相談受付時間を3時間延長（9時～19時まで受付）

愛媛県消費生活センターでは、消費生活相談体制の機能の充実を図るため、今年4月から相談員を3名増員して9名で消費生活相談に当たっています。また、県民の消費生活相談の利便性を向上させるため、7月1日から、相談受付時間を19時まで、3時間延長しています。

なお、16時から19時の間に7月は70件、8月は71件の相談がありました。利用しやすくなっておりまので、お気軽にご相談ください。

相談時間▶ 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～19：00

相談方法▶ 電話、来所

※手紙、FAX、Eメールでの受付もしています。

無料法律相談の充実・司法書士相談の新設

愛媛県消費生活センターでは、複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、弁護士による無料法律相談を月2回（第1・3火曜日13：30～14：30）実施していましたが、消費生活相談窓口の機能充実を図るため、平成21年8月から拡充・新設しております。

なお、相談は、予約制としており、事前に相談内容を承っておりますので、希望される方は、窓口にご相談ください。また、無料法律相談には、消費生活相談員が同席して、相談者をサポートします。

弁護士相談▶ 毎月第1・3火曜日 13：00～16：30（拡充）

司法書士相談▶ 毎月第2・4火曜日 13：00～16：30（新設）

消費生活相談フェアの開催

愛媛県消費生活センターでは、消費者意識の向上と消費者トラブルの未然防止を図ることを目的に、より多くの一般消費者の方が参加できるイベントを開催予定です。

開催概要は、次のとおりです。お気軽に参加くださいますようお願いいたします。（詳細につきましては、本誌次号でお知らせします。）

日時 平成21年11月22日（日）10時～16時

会場 エミフルMASAKI（伊予郡松前町大字筒井850）



その他の取組み

センター機能強化事業として、今年度末までに啓発用DVDや展示コーナーの機器整備を行い、消費者への情報の提供と学習の場を充実させる計画です。公民館活動や高齢者学級等、啓発教材としてもDVD等の貸し出しを行いますのでご期待ください。

また、消費者被害の発生に即応するため、ストリートビジョン等の広報媒体を活用した情報発信についても計画中です。

★消費生活川柳優秀作品発表 ★第2回募集【締切10月15日】→詳しくは裏面へ

消費生活講座(愛媛大学との連携講座)受講生募集

愛媛県では、自ら情報を集め、選択し、行動できる「自立した消費者」を育成するため、消費生活に必要な法律、経済の知識等を専門的・体系的に習得する講座を開設します。

この講座は、愛媛大学のご協力により、法文学部の後期授業に一般県民が聴講生として参加し、大学生とともに受講していただく講座です。受講を希望される方は、次によりお申込み下さい。

◎日 時 平成21年10月1日から毎週木曜日 14:40~16:10 (第4時限目)

◎場 所 愛媛大学 法文学部講義棟2階 201教室 (松山市文京町3番)

◎参加対象 消費者問題に関心のある方で、できるだけ10回以上受講可能な方 (定員50名)

◎お申込み受付期限

平成21年9月25日(金) (定員に達していない場合は、9月末まで受け付けます)

◎お申込み方法・申込み先

電話、FAX、E-mailにて、住所、氏名、電話番号、年齢を県庁県民生活課までお知らせください。

TEL: 089-912-2337 FAX: 089-912-2299 Email: kenminseikatsu@pref.ehime.jp

◎日程・講義内容

回	開催日	講義テーマ	回	開催日	講義テーマ
1	H21.10. 1(木)	消費者問題概論	9	H21.11.26(木)	経済政策と消費生活
2	H21.10. 8(木)	消費者教育の意義と役割	10	H21.12. 3(木)	金融商品の知識
3	H21.10.15(木)	契約に係る基礎 -民法-	11	H21.12.10(木)	多重債務問題
4	H21.10.22(木)	消費者取引の法律(1) -消費者契約法-	12	H21.12.17(木)	製品の安全について
5	H21.10.29(木)	消費者取引の法律(2) -特定商取引法-	13	H22. 1.14(木)	インターネットのトラブル
6	H21.11. 5(木)	裁判所の身近な活用	14	H22. 1.21(木)	消費生活相談の実態(1)
7	H21.11.12(木)	広告等の表示について	15	H22. 1.28(木)	消費生活相談の実態(2)
8	H21.11.19(木)	経済の仕組み	(注) 講義内容については、変更する場合があります。		

第1回 消費生活川柳優秀作決定!!

多数の御応募有難うございました。

合計42句の投句があり、選考の結果、次の2句を選句しました。受賞おめでとうございます。

その自信
騙しのプロは
狙ってる

松山市 中矢 もも

知らぬ間に
私も力モに
なる力モな

松山市 河内 義高

消費生活川柳(第2回)の募集! (締切10月15日)

県消費生活センターでは、悪質商法に対する注意喚起や消費者意識啓発など、消費生活についての川柳を募集します。

(応募方法)

はがきの表面に「住所」「氏名」「電話番号」を、裏面に「作品」を記載のうえ御応募ください。

募集期間▶平成21年9月1日から10月15日まで
(当日必着)

優秀作▶2名(図書券1,000円進呈)

応募先▶愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町450番地

なお、優秀作は、次回誌面にて御紹介します。
作品については、一切の権利を愛媛県が有することとします。(返品不可)

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課 〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2
089-912-2300

愛媛県消費生活センター 〒791-8014 松山市山越町450番地

089-925-3700 (相談専用) 089-946-5539 (FAX)